



発行
東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………一
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………

○都道（首都高速道路）の区域変更……………二
……………（建設局道路管理部路政課）……………

○港湾施設の供用廃止……………（港湾局港湾経営部経営課）……………四

公告

○開発行為に関する工事完了……………四
……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………四
……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………

告示

●東京都告示第九百八十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第七百四十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年六月二十九日

東京都知事 小池百合子

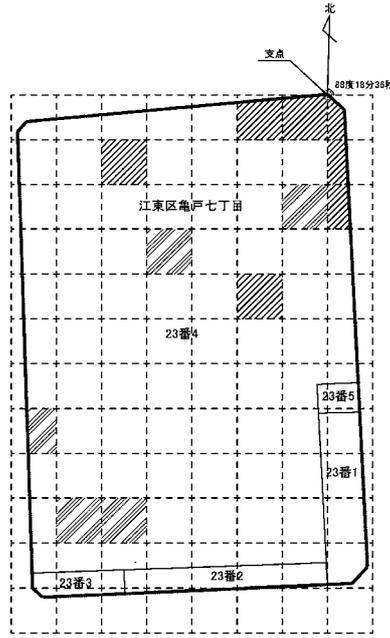
一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区亀戸七丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域
- ▨ 形質変更時要届出区域
(令和2年東京都告示第746号により指定した区域)

【支点】

支点は江東区亀戸七丁目23番4の最北端とする。

【格子の回転角度(88度18分36秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百八十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第八条第一項第九号の規定に基づき、令和四年五月十八日、都道(首都高速道路)の区域を次のように変更した。

については、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十条第一項の規定により告示する。

その関係図面は、令和四年六月二十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社東京西局において一般の縦覧に供する。

令和四年六月二十九日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 首都高速二号

二 変更の区間 港区海岸一丁目十一番四地先から同区芝浦一丁目一番九地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

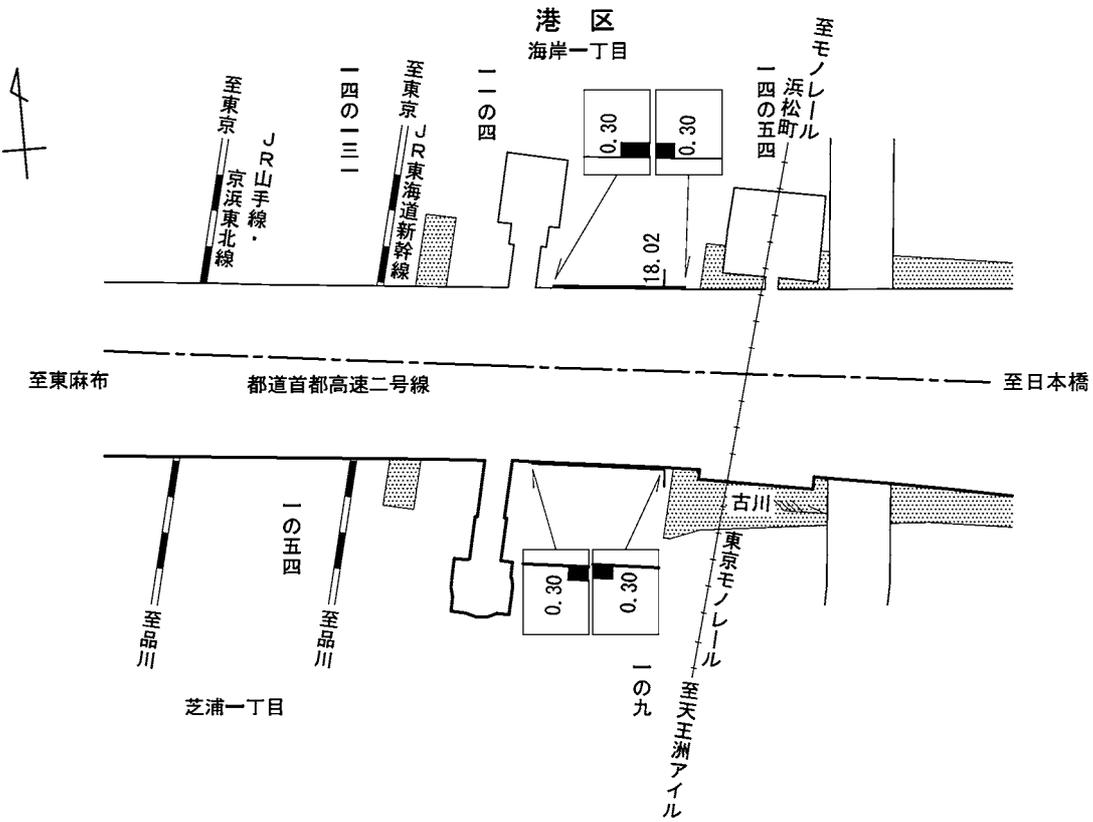
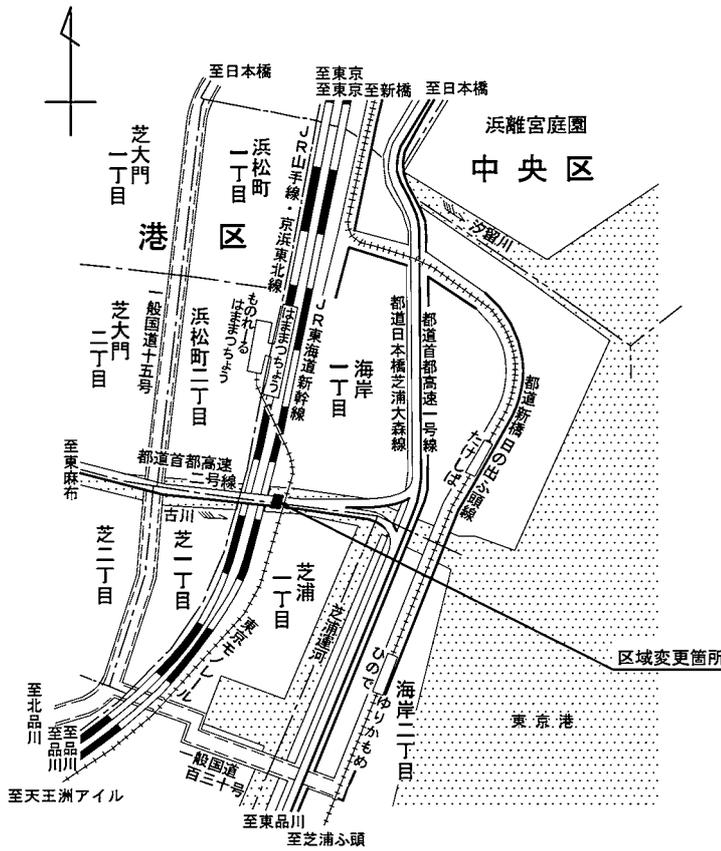
別図

都道首都高速二号線区域変更略図

港区海岸一丁目～芝浦一丁目

- 一般国道
- 都道
- 特別区道
- 編入区域

延長 一五・八二メートル
面積 八・二〇平方メートル



●東京都告示第九百八十七号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、令和四年六月三十日限りで次の港湾施設の供用を廃止する。

令和四年六月二十九日

種類	名称	級別	規模	構造	所在地
客船	晴海客船	二級	延床面積 一七、四 二二・四	鉄筋コ ンクリ ート造	中央区晴海五 丁目七番一 号
タミナ ル施 設			六平方メ ートル	九階建 て	
			敷地面積 三三、一 七二・三 八平方メ ートル		
港湾 労働 者用 厚生 施設	港湾労働 者晴海客 船タミナ ル内休 憩所		二一六・ 一二平方 メートル	鉄筋コ ンクリ ート造	同右

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年六月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

青梅市東青梅五丁目七番四、
同番五十三、同番五十四及び
同番五十六から同番六十まで
青梅市千ヶ瀬町五丁目六百
二十三番地の五セントラル
コート青梅三〇五号
坂本カツヨ

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年六月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 クロスガーデン多摩
- 二 店舗所在地 多摩市落合二丁目三十三番地
- 三 設置者名 オリックス株式会社
- 四 意見
- ア 聴取者 多摩市長
- イ 概要 意見なし
- ウ 収受日 令和四年六月十七日
- 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 六 縦覧期間 令和四年六月二十九日から同年七月二十
九日まで。ただし、東京都の休日に関す
る条例(平成元年東京都条例第十号)に
定める休日を除く。
- 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

行 発

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

